

「四條畷市統合型GISシステム更改・運用保守業務」に係る提出書類に関する質問受付及び回答について

令和5年6月28日

No	分類	ページ	質問項目	質問内容	回答
1	プロポーザル実施要領	5	6. 審査及び受託候補事業者の選定方法 (2) 二次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング) ①実施方法	「出席者は3名以内までとし、」 とありますが、Webでの参加は可能でしょうか。可能な場合、3名の制限に含まれない認識でよろしいでしょうか。	Webでの参加は認めておりません。
2	仕様書	4	第1 基本事項 5 業務体制 (2)	「体制図に記載する役職 (役割) については、事業者が雇用している者であること」 とありますが、契約前に証明書類を提出する認識でよろしいでしょうか。	証明書類の提出までは求めませんが、社員証等の提示を求めることがありますので、仕様書の要件を適切に履行ください。
3	仕様書	6	第1 基本事項 8 本仕様書に定める調達範囲	調達範囲に危機管理課のシステムは含まれておりませんが、四條畷市ホームページの掲載情報で危機管理課が導入している災害情報システムが統合型GIS (Web版) と連携をしているとの内容がありました。 本業務で連携の対応が必要となりますでしょうか。 下記四條畷市ホームページ掲載情報 令和元年度ICT・IoT化推進ロードマップ事業一覧 https://www.city.shijonawate.lg.jp/soshiki/66/24760.html (2019) 年度 四條畷市ICT・IoT化推進ロードマップ 個票 (第3・4四半期) https://www.city.shijonawate.lg.jp/uploaded/attachment/16939.pdf ※実績評価欄に「【下半期】システム導入が完了し、庁内における研修が実施されたため」の記載があります。	災害情報システムとの連携は必須としていませんが、災害情報システムと本業務の連携等により業務の効率化を図る取組の提案を妨げるものではありません。
4	仕様書	7	第2 機能要件 1 基本方針 (8)	「業務に不慣れな職員でも迷いなく作業ができるよう、ガイドンスを表示するほか、マニュアルやFAQが搭載されていること」 とありますが、マニュアル及びFAQがシステム自体に搭載されていることの認識でよろしいでしょうか。(別途、庁内サーバ等を利用する等は不可とし、システム内で対応する認識でよろしいでしょうか。)	ご認識のとおりです。
5	仕様書	8	第2 機能要件 1 基本方針 (10)	「第1-8-(2)の別添「四條畷市統合型GISシステム移行レイヤー一覧」に示すレイヤ情報については年1回程度の更新を事業者にて実施すること」 とありますが、貴市より更新用のデータ (Shape形式) を提供いただける認識でよろしいでしょうか。	本市からのデータ提供は、基本データの提供となりますので、事業者でShape形式等、システム上最適な形式に変換していただきデータの搭載をお願いします。
6	仕様書	12	第6 その他、提案を求める事項 1 課題及び将来の展望 (2)	道路占用システム、道路調査システム及び都市計画台帳システムの機能要件を公表いただけますでしょうか。	両システムについては、本業務の調達範囲外であることから機能要件の公表は行いません。 ただし、仕様書の課題及び将来の展望の提案として、現行システムを確認したい場合は、システム所管課である都市整備部建設管理課と調整の上、システムの挙動の確認等を実施していただくことは可能です。
7	レイヤー一覧	1	No.1~No.29	ハザードマップは危機管理課の災害情報システムで管理しているデータとなっていますが、レイヤの更新作業欄に○が付いてなく事業者で更新することになっていません。 ハザードマップの図形データは統合型GISで更新作業を行っていると考えてよろしいでしょうか。	仕様書第2機能要件1基本方針(10)のとおり、お示している一覧以外で事業者によるデータ更新が必要な場合は市と事業者の協議して、データの取扱い方針を決定することとなります。
8	レイヤー一覧	4	No.269~No.275	レイヤセット「検索用」のレイヤは地図の場所移動用データでしょうか。 また、更新作業欄に○が付いていませんが、地番図等のデータを更新する際に更新作業は発生しますでしょうか。	お見込のとおりです。 更新作業についてはシステムの検索に支障がなければ更新の作業は発生しません。
9	レイヤー一覧	4	No.311	地形図で形式shapeとは別でラスタが記載されていますが、こういった目的のデータとなるのでしょうか。 また、shapeと地図表示の内容に違いはあるか、更新データがラスタ (tiff) で提供されるか、について教えていただけますでしょうか。	地図表示を早く表示するためのキャッシュデータとなります。 更新データの提供についてはシステム上の動作を早くするために既存事業者にて作成していただいているものとなるため、市からの提供はありません。

「四條畷市統合型GISシステム更改・運用保守業務」に係る提出書類に関する質問受付及び回答について

令和5年6月28日

No	分類	ページ	質問項目	質問内容	回答
10	審査基準	1	2 一次審査 (1) 書類審査の評価項目・評価内容 資格要件、実績調書	「プロジェクトマネージャ・プロジェクトリーダーについては役職の資格については仕様書に定める資格の他に本業務を取り扱う上で保有していることが望ましい資格（空間情報総括監理技術者や測量士、応用情報技術者など）について評価する」とありますが、資格の難易度によって評価が変わる場合、優先される資格を公表いただけますでしょうか。	本業務を取り扱う上で保有していることが望ましい資格について評価する項目であるため、優先される資格はありません。
11	審査基準	2	2 一次審査 (2) 価格評価点	様式第6号の見積書については、総額と総額の内訳（①システム導入（構築）に係る業務、②システム運用保守（利用）に係る業務）を記載する様式となっておりますが、価格評価点においては総額金額のみで評価されますでしょうか。	ご認識のとおりです。
12	参加者提出書類	1	様式第2号-1、様式第2号-2、 様式第2号-3	「①平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に導入が完了した他自治体における業務実績」とありますが、様式第4号に記載のある「平成30年4月1日から令和5年3月31日までの間に本市と同規模（人5万人以上）の自治体にて、クラウド型（LGWAN-ASP）の統合型GIS（市民公開向けを含む）の構築実績」という認識でよろしいでしょうか。	役職における実績要件については、「本市と同規模（人口5万人以上）」という条件は付しておりません。
13	参加者提出書類	1	様式第2号-1、様式第2号-2、 様式第2号-3	「技術者が業務に従事していたと確認できる書類の写しを添付すること。」とありますが、テクリスに登録していない場合、技術者の実施体制を記載している業務実施計画書を書類として提出させていただくことでよろしいでしょうか。	担当した案件がわかる資料及び事業提案書や計画書等の体制図を根拠書類としてご提出ください。